

大阪府監査委員告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年8月31日

大阪府監査委員 大西 寛文
 同 山本 浩二
 同 岸本 佳浩
 同 森田 秀朗
 同 松本 利明

委員意見に対する措置

（「能勢の郷」について）

監査対象機関名	大阪府政策企画部青少年・地域安全室	
監査実施年月日	委員 平成23年8月3日	事務局 平成23年6月28日から同年7月12日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>青少年課が所管する普通財産「(元)能勢の郷」(豊能郡能勢町山辺、土地実測面積180,718㎡・建物建築面積1,697.94㎡)について、そのうちの一部施設(レストハウス・芝生広場・プレイランド等)については、毎年度地元団体に対し、その施設利用管理や日常清掃などの管理業務委託を発注している。</p> <p>また、当該普通財産(土地)の一部については(テニスコート・駐車場用地等)、必要となる物品類も含めて同団体に対して、毎年度無償貸付を行い、野外活動施設の管理運営を承認しているものである。</p> <p>(1) 「能勢の郷」については、平成12年3月に公の施設改革プログラムに基づき、公の施設を廃止し、行政財産から普通財産に用途変更したものである。同プログラムでは、「利用者数が減少し続けており、かつ、限られた地域の住民が中心に利用する施</p>	<p>○ 措置の状況</p> <p>(財産の無償貸付の見直しについて) 平成24年4月2日措置済み</p> <p>(能勢の郷ホームページの修正について) 平成23年9月7日措置済み</p> <p>(収支内容の確認について) 平成24年6月27日措置済み</p> <p>(自動販売機の設置について) 平成24年4月2日措置済み</p>

設については廃止し、地元へ管理を委ねる」と記載されている。しかしながら、現在においても、地元団体に対し、その施設利用管理を委託し、野外活動施設に必要となる土地や物品を無償貸付しており、実質的に以前の公の施設と変わらぬ運営状況にある。事実、地元団体が運営する「能勢の郷」ホームページでは、「府立」との記載もされている。一度、廃止決定した施設を府が利用管理を委託することによって、実質的に公の施設と変わらぬ運営を継続していることは不相当であり、今後、同普通財産のあり方について整理し、現状の不適切な状態の是正を図るべきである。また、ホームページの記載については、早急に修正が行われるように対応されたい。なお、本件のうち普通財産の貸付に関しては、平成20年度の包括外部監査においても「貸付料の徴収」や「資産の売却」の可能性について検討すべきとの監査結果が提出されている。

(2) 管理業務委託の随意契約理由書は、同団体が地区住民で構成される地域団体であり、昭和53年4月に府の公の施設として設置運営された頃より、食堂の運営や清掃業務に従事し、施設運営に密接な関与をしてきたことを理由として「地域振興に資するため、施設の設置運営の経過に詳しく、開設時から協力を得ている」として法人格のない同団体に随意契約を行っている。しかし、当該業務内容であれば他の団体でも受託は可能であり、過去の経緯を知っていることが今後の管理業務に影響するとは考えられない。公の施設における一般競争入札や指定管理者制度導入が進められてきている現状においては、府民から見て誤解を生むような委託契約や普通財産の無償貸付については、見直すべきであり、仮に普通財産の管理方法として今後も同様の形を続けるとしても管理業務委託に一般競争入札を導入するなど、契約及びその運営の透明性を図り、より公正を確保するべきである。

(主任者設置届の受領について)
平成23年7月28日措置済み

(管理業務委託契約について)
平成24年4月2日措置済み

○ 措置状況

(普通財産の適正な管理について)

当財産については、平成26年度に境界確定等を実施した。

平成27年度から関係機関等との調整を開始し、平成28年8月29日に能勢町と(元)能勢の郷の土地(能勢町に無償譲渡した進入路及び隣接土地所有者へ売却した土地を除く)・建物・工作物について、売買契約を締結し売却した。

平成28年10月5日に能勢町と(元)能勢の郷の進入路について、無償譲渡契約を締結し無償譲渡した。

平成28年12月1日に隣接土地所有者と(元)能勢の郷の一部の土地について、売買契約を締結し売却した。

(3) なお、現在の契約においては、以下のような課題があり、早急な対応が必要である。

ア 管理業務委託に含まれているレストハウスにおいては飲食物の販売を実施しており、また土地を無償貸付しているテニスコートや駐車場では、利用者から使用料を徴収している。これら収入は、同団体が実施する施設の維持管理等に伴う費用に充当しているとの説明であるが、定期的な収支確認はなされていない。業務委託は府が発注しており、貸付している土地も無償であることから、毎年度、能勢の郷業務に係る当該団体の支出・収入内容について、確認を行い、剰余金が出ているかを確認するべきである。実際、確認できた平成21年度収支決算書類では、能勢の郷運營業務において903千円の剰余金が記載されている) また、当該業務委託や無償貸付では、剰余金が出た場合の取扱いについて定めておらず、事前に取り扱いを定めるべきである。なお、平成12年度以降現在に至るまでの収支の内容を確認し、剰余金が出ている場合には、その取扱いについて検討すること。

イ レストハウスやアスレチックの入り口付近の自動販売機について、設置及びその契約内容に関して、所管部局は把握していない。その設置概要及び契約内容について把握したうえで、別途自動販売機に係る使用料を徴収するなどの措置を講じるべきである。

ウ 管理業務委託契約書第10条では、業務の指揮監督をするため、主任者の設置が義務付けられており、その氏名等を書面で府に届け出ることとなっている。しかし、毎年度契約締結時に届出は提出されておらず、契約条項に基づき、早急に主任者設置の届を受領するべきである。